（復興整備事業に係る記載事項）

第三条　法第十条第二項第四号の防災庁令で定める事項は、名称、実施主体、実施区域、実施予定期間及び同号イ、ロ、ハ又はヘに掲げる事業にあっては種類とする。

２　前項に定める事項のほか、特定被災市町村等は、法第十条第二項第四号の防災庁令で定める事項として実施期間及び事業費に関する事項その他の復興整備事業に関する事項を記載することができる。

（防災庁令で定める軽微な変更）

第四条　法第十条第七項の防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

［一～四　略］

（会議における協議が困難な場合の理由）

第六条　法第十二条第二項の防災庁令で定める理由は、次に掲げるものとする。

［一～三　略］

（届出の対象となる事項）

第九条　法第二十八条第四項の防災庁令で定める事項は、行為の完了予定日とする。

（変更の届出）

第十条　法第二十八条第五項の防災庁令で定める事項は、行為の設計又は施行方法のうち、その変更により同条第四項の届出に係る行為が同項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

（収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第十二条　大規模災害からの復興に関する法律施行令第五条の防災庁令で定める様式は、別記様式第二とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令の一部改正）

第十二条　災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成二十五年内閣府令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
災害救助法施行令第一条第一項第三号の防災庁令で定める特別の事情等を定める防災庁令 （令第一条第一項第三号の防災庁令で定める特別の事情） **第一条**　災害救助法施行令（以下「令」という。）第一条第一項第三号に規定する防災庁令で定める特別の事情は、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることとする。 （令第一条第一項第四号の防災庁令で定める基準） **第二条**　令第一条第一項第四号に規定する防災庁令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 ［一・二　略］ （令第十一条第二項の防災庁令で定める各障害等級に該当する身体障害） **第三条**　令第十一条第二項に規定する防災庁令で定める各障害等級に該当する身体障害は、別表に定めるところによる。 （法第二十条第二項の防災庁令で定める国に対する弁済の要請） **第四条**　［略］	災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令 （令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情） **第一条**　災害救助法施行令（以下「令」という。）第一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める特別の事情は、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることとする。 （令第一条第一項第四号の内閣府令で定める基準） **第二条**　令第一条第一項第四号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 ［一・二　同上］ （令第十一条第二項の内閣府令で定める各障害等級に該当する身体障害） **第三条**　令第十一条第二項に規定する内閣府令で定める各障害等級に該当する身体障害は、別表に定めるところによる。 （法第二十条第二項の内閣府令で定める国に対する弁済の要請） **第四条**　［同上］